TPP新聞

守ろう！ 命と暮らしと未来

vol.13
2020年10月

〈発行元〉
TPP交渉差止・違憲訴訟の会
http://tpphantai.com

「食の権利」守る闘い始まる！

2020年8月21日、東京地方裁判所民事第2部（森英明裁判長）において、「種子法等」に関する違憲確認訴訟の第1回口頭弁論期日が開かれました。コロナ禍で傍聴が制限される中、裁判所は原告側の希望を汲み取った訴訟指揮を行いましたが、被告（国）側は正面からの反論を避けています。

正面からの反論避ける国 憲法上の権利、争点にせよ

私たち原告はこの裁判を昨年5月24日に提訴しました。その後第1回期日が開かれるまで、実に1年3カ月。昨年は諸々の実務的な問題から訴訟が進みませんでしたが、やっと今年の4月に期日が開かれようとしていた中で、新型コロナウイルスの感染拡大により、東京地裁での裁判期日がすべて取り消しに。紆余曲折を経る中でようやく、この8月に第1回期日を迎えました。

この裁判は、国を被告として主要農作物種子法廃止法の憲法違反を求めています。訴えに参加する原告は1000人規模となるなど、いわゆる社会的注目を集める大規模訴訟といえます。今回の第1回期日とその前に開かれた進行協議（原告代理人と被告国の代理人のみが参加）では、裁判官も、この訴訟について一定の意義を意識しているようでした。

期日当日は、コロナ禍の情勢にもかかわらず、原告や支援者が全国各地から100名以上も集まりました。傍聴席はソーシャルディスタンスの観点から約3分の1に減らされましたが、傍聴券を獲得した方が30名程度傍聴することができました。

法廷では、原告代理人弁護士から、種子法の概要や廃止された経過、そして、私たちが訴える「食の権利」が憲法25条で保障されていることについて意見陳述しました。また、一般消費者の原告の代表として、生活協同組合パルシステム東京顧問の野々山理恵子さんが、消費者の観点から求める「食の権利」の内容や、種子法の廃止による弊害について意見陳述しました。

裁判長は期日において、次回期日（第2回期日）以降も意見陳述の時間は保障すると発言しています。今後は、採種農家や一般農家の方の意見陳述も順次法廷で行いたいと考えています。

第1回期日に先立ち、被告の国側からは答弁書と準備書面が提出されています。被告はまず、原告の求める食料の権利は日本国憲法で保障されていない、と主張しています。もっとも、被告は、憲法上の権利たり得ないとする具体的な理由を述べていません。この点について、私たちからは「なぜ憲法上の権利たり得ないのか、具体的に主張をお願いしたい」と求めましたが、被告代理人は「その必要はない」と発言しました。

このやり取りを受け、裁判長は「（被告が反論）しないということであれば、（被告は）リスクと引換えになる」と発言しました。被告側の態度は不当ですが、原告側としてこの権利性についてさらなる補充主張を行うとともに、憲法学者の意見も受けながら理論面も詰めていきます。

また国からは、種子法が廃止されても種の品質や供給量に影響は出ない、との主張もありました。私たちの主張に対する実質的な反論といえます。次回以降に、この点への反論として種子法廃止に伴う具体的な弊害を主張していきます。

この裁判は、原告が種子法廃止の問題性や食の権利の内容を具体的に訴え続けていくことが必要です。そして、法廷の様子をメディアなどで取り上げてもらったり、毎回の期日に大勢の方に傍聴してもらうことが必要不可欠です。そうした法廷内外での闘いを続けていくことで、はじめて裁判所もこの事件に真正面から向き合ってくれるはずです。ともに頑張りましょう。（弁護団・田井勝）

種子法廃止は憲法25条違反！

第1回口頭弁論の要旨

2020年8月21日、東京地方裁判所103法廷で開かれた
種子法廃止等に関する違憲確認訴訟の第1回口頭弁論の要旨を紹介します。
※速記要約のため、実際の発言と異なる場合があります。

裁判長　本件は今日が第1回期日。原告からは訴状と訂正申立書が4点出ているが、いずれも陳述か。
山田正彦弁護団共同代表　はい。
裁判長　被告からは答弁書と準備書面（1）が出ているが、いずれも陳述か。
被告代理人(以下、被告)　はい。
裁判長　書証の乙1～10号証までは、いずれも写しか。
被告　はい。
裁判長　原告から意見陳述の要望がある。合計30分程度でお願いする。

原告代理人による意見陳述

田井勝弁護士（以下、田井）　2018（平成30）年4月1日に被告国は種子法廃止法を成立させ、その結果、主要農作物種子法（種子法）が廃止された。

原告は本裁判で、種子法廃止が憲法違反であり無効であることを求める。一般農家の原告、一般消費者の原告、採種農家の原告それぞれが、種子法に基づく法的地位があることの確認を求める。また、原告ら全員がそれぞれ被告国に対し、国賠法1条に基づき損害賠償として1万円の支払いを求める。

種子法は、1952（昭和27）年、わが国における戦後の食糧増産という国家的要請を背景に制定された。政府委員は当時、国会において、①米・麦などの主要食糧の増産を上げることが国の自立のための基礎条件である、②そのために優良な種子を安価で農家に提供することが必要である、③国または地方公共団体が、種子生産に公的な役割（指導・助成）を担うべきである、と説明した。

同法により、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦、大豆）について、国や都道府県の管理のもと、各地域にあった品種が開発され、都道府県が優良品種、奨励品種等を指定するための指定を行った。その結果、わが国の一般農家に優良かつ安価な種子が提供され続け、その種子から生産された主要農作物を、私たち消費者が安定的に供給を受け続けてきた。

法1条では、本法の目的として、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場（圃場）審査及びその他助成の措置を行うこと、と定められている。

法7条では、各都道府県が主要農作物の種子の原種・原原種の生産を行うことが義務付けられている。都道府県はそれぞれの農業試験場、種子センターなどで、毎年原原種（前年に収穫された種子で原原種となるもの）を栽培（更新）する。変位系統を淘汰するなどして純正系統を選抜し、原原種を生産する。そして、生産された原原種の一部から、委託された種苗センター等で原種が生産される。この原種を、民間農家（採種農家）の所有・管理する「ほ場（圃場）」で栽培され、最終的に種子（種もみ）となる。

法3条では、各都道府県が、種子生産のほ場（圃場）を指定することが定められている。法4条ではそのほ場の審査に関する内容が規定されている。民間の採種農家（種子農家）の「ほ場」について、都道府県から定期的に審査（4条1項）され、「ほ場」から生産された主要農作物の種子についても生産物検査（4条2項）を受ける。

このように、都道府県が種子生産において、自らが原種・原原種を栽培し、原種を栽培する「ほ場」及びほ場での生産を厳格に監督・審査することで、地域にあった優良で安価な種子が生産されてきた。

法8条では、栽培された種子から生産された稲、麦、大麦等について、各都道府県が「優良な品種」を決定するために「必要な試験」を行うことが定められている。同法に基づき、各都道府県が品種の試験を行って、奨励品種を指定してきた。新潟県の「コシヒカリ」、山形県の「はえぬき」「つや姫」などがこれに当たる。小麦、大豆なども、各地域で奨励品種が指定されている。

奨励品種とされた品種は、栽培の促進と普及のため国や都道府県から様々な優遇措置を受けるため、一般農家（農業従事者）が奨励品種の栽培を行いやすくなる。

このように、種子法に基づき、都道府県が主要農作物の種子の安定的な生産と普及を果たすべく、様々な役割を担うこととなり、この結果、農家が優良な種子を安価で購入して、一般消費者も安価で優良な主要農作物の供給を受けてきた。農家は都道府県が管理して種子が栽培されるからこそ、必要に応じて自家採種を行って生産を継続してきた。現行の種苗法で自家採種が許容されているからこそ可能となる。

2017（平成29）年の通常国会で、突如、内閣（政府）から種子法廃止法案が提出され、会期中に同廃止法案が成立致した。政府は同年2月、同廃止法案の提出を閣議決定し、国会に提出。衆参合わせてわずか10時間程度の審議で成立され、国会内での十分な検討もなされず、報道もあまりなされない中で、異例のスピード成立となった。2018（平成30）年4月1日の廃止法施行をもって、種子法は正式に廃止された。

種子法廃止については、2016（平成28）年10月6日の規制改革推進会議農業ワーキンググループの第4回会合で議論されている。この議事録の中では、「TPP関連政策大綱に基づく…施策の具体的方向」として、「戦略物資である種子・種苗については、国は…民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する…地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止する」と指摘されている。そして、同年11月の自民党・公明党の農業競争力強化プログラムに盛り込まれ、廃止のための法整備が進んだ。

規制改革会議（規制改革推進会議の前身）は今日、日本の農政についての基本的方向を定めている。それまでの農政審議会にとって代わり議論が先行し、進められている。

種子法廃止の目的はわが国の種子事業への民間企業の参入にある。民間企業が参入する一方で、都道府県が種子生産及び管理に関する事務を次第に行わなくなるといえる。種子法廃止に伴い、都道府県が種子の原種・原原種の生産を行ったり、圃場審査や生産物審査、奨励品種の指定を行う法的根拠がなくなり、これらの事務を行わなくなることが懸念される。

平成29年11月15日の農水事務次官通知（都道府県に対する）では、「都道府県は、…民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという前提…それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要」と述べている。国が都道府県に対し、民間事業者の参入が進むまでの移行時期のみ事業を続けていくようにと命ずる内容である。民間事業者の参入が進めば、都道府県が種子生産への関与を弱めていくことも要請しているといえる。

また、種子法廃止に先行し、2017（平成29）年7月に施行された農業競争力強化支援法では、国に、民間事業者が行う技術開発や新品種の育成などを促進する措置を講ずることを義務付けている。また、国に対し、都道府県の持つ種苗の生産に関する知見を民間事業者に提供する措置を講ずることを義務付けている（同法8条）。この結果、都道府県は自らが持つ種子生産に関する技術や知見を民間事業者に提供せざるを得ない。

種子法廃止後、複数の道県において、廃止された種子法に代わりうる独自の条例が制定された。これらの条例では、これからもそれぞれの地方自治体が種子生産及び管理の事務を行っていくよう定めている。また、種子法廃止後も、各都道府県は必要な種子の供給事務を継続しており、かつ、地方交付税による措置がなされている。しかし、種子法が廃止されている以上、各都道府県がこれからも厳格にこの事務を続けるとはならない。

前述の次官通知や農業競争力強化支援法の規定は、都道府県に種子生産・管理への事務への関与を弱めるよう命じるものである。これらに従い都道府県がより一層、これらの事務を次第に行わなくなることは確実だ。

種子法が廃止され、都道府県が種子生産や管理に関わらなくなれば、一般農家が購入する種子そのものが高騰し、経営が成り立たなくなると予想される。例えば民間が開発した品種の代表格である三井化学の「みつひかり」は、種子の販売価格が20キロで8万円で、都道府県が開発した品種のおよそ10倍の価格である。今後、一般農家、特に小規模農家（小農）の経営が圧迫され、廃業に追い込まれることが懸念される。

種子そのものが高騰すれば、消費者が供給を受ける農作物の高騰も懸念される。また、奨励品種の指定がなくなり、水準を満たさない品種が市場に出回り、安全性に問題が生じる。将来的には遺伝子組換え農作物の種子の製造、有害性の疑いの払拭できない農薬の利用等も懸念される。ほ場を所有・管理している採種農家の経営も成り立たなくなることが予想される。

岩月浩二弁護団共同代表　憲法25条は「国民は全て健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として生存権を保障している。この中には食料に対する権利、さらにこれを敷衍（ふえん）した農民の種子に対する権利も含まれる。訴状の第3章から第5章は、憲法25条の規定する生存権に食料に対する権利、種子に対する権利が含まれることを、国際人権条約の文脈に即して明らかにした。

憲法25条の裁判規範性については、少なくとも憲法体系上、下位の法規によって生存権が具体化された範囲においては、具体的な権利として裁判規範性が認められるとする抽象的権利説が、ほぼ通説と言ってよい状況にある。

生存権を具体化する下位の法規には、法律に留まらず、条約も含まれる。このことは、わが国を代表する憲法学者である芦部信喜氏が「人権条約の規定が日本国憲法より……保障の仕方がより具体的で詳しいとかいう場合は、…憲法の方を条約に適合するように解釈していくことが必要だと思うのです。つまり、人権条約の趣旨を具体的に実現していくような方向で憲法を解釈する、それが憲法解釈として必要になってくる」ことを指摘していることからも、憲法解釈の前提をなしていると考えられる。

国連総会において1948年に決議された世界人権宣言は25条1項において、「全て人は、衣食住により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する」と宣言している。食に対する権利が社会権として保障されるべき人権に属することが明確に宣言されている。

世界人権宣言を受け、人権規定に法的効力を与えるための作業が続けられ、1966年、第21回国連総会において、国際人権規約が採択された。そのうちの社会権規約では食料への権利が規定された。社会権規約11条は、「相当な食糧を内容とする相当な生活水準について、並びに生活条件の不断の改善についての、すべての者の権利を認める」と規定している。わが国も社会権規約を批准しており、国には、食糧に対する生活水準を不断に改善させる義務が課されている。

社会権規約の実行を監視する機関として社会権規約委員会が設置されている。社会権規約委員会は、社会権規約の内容を明確化する権能を有しており、同委員会の一般的意見は社会権規約の最も権威ある解釈である。社会権規約委員会は、1999年に発表した一般的意見において、「十分な食料への権利」は経済的に非常に発展した国においても問題として存在することを指摘した上、権利の内容を明確にしている。

本件との関係では、食料安全保障にも絡む、長期的な持続可能性、有害物質を含まない食の安全が、「十分な食料に対する権利」の中核的内容をなすとしていることは、とりわけ重要だ。これらは、直接憲法25条の「健康で文化的な生活」に含まれると解釈することも十分に可能だが、国連社会権規約によって憲法上の権利の内実を明確にするというアプローチによっても、生存権規定の内容に、十分な量の安全な食料に長期的にアクセスできる権利が基本的人権として保障されていると解することができる。

将来にわたって、十分な食料に対する権利を保障するには、自然資源に過剰な負荷をかけない持続可能な農業が不可避とされる。2015年国連総会で採択された、「持続可能な開発（SDGs）のための2030アジェンダ」においても持続可能な農業の促進が提起されている。

持続可能な農業とともに小規模農家の様々な権利を重要視する必要性が訴えられている。国連総会では、天然資源の保全について、家族農業が大きな可能性を有しているとして、2014年を「国際家族農業年」とし、さらに2019年から2028年を「家族農業の10年」とする取り組みが進められてきた。この「家族農業の10年」の開始を前に2018

年国連総会で「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言」(「小農宣言」)が採択された。ここでは、持続可能な農業の実現という目標に照らし、小規模・家族農業が最も効率的だとの評価がなされ、小規模・家族農業の価値と権利が明記されている。

小農宣言19条は、小農が種子に対する権利を持つことを宣言している。そして、国の責務として、「十分な質と量の種子を、手頃な価格で小農民が利用できるようにする」こと、「小農民の種子制度を支え、小農民の種子と農業生物多様性を促進する」ことを宣言している。種子法廃止は、こうした国際社会の潮流に真っ向から逆行するものにほかならない。

このように国際社会が小規模家族農業の価値を評価し、その保護に取り組むようになった背景には、世界の種子市場がバイエル社(旧モンサント社)をはじめとする少数のグローバル企業によって独占され、支配されていることの弊害が顕著になってきたことが指摘できる。

これらの巨大企業は遺伝子組換え農産物に対する知的財産権を取得し、一代限りのF1種子を農民に販売して毎年種子を買い続けることを余儀なくさせて、巨額の利益を上げているだけでなく、遺伝子組換え種子とセットで農薬を販売するシステムを採用している。これらの企業による種子支配は種子価格の高騰による農民の苦境や、健康・環境被害などの事例を多発させている。巨大企業による種子支配は農業の存続を危うくし、農業の持続可能性に深刻な脅威を与えている。

こうした状況の中、種子市場に対する民間参入の促進を目的とした種子法廃止は、まさに日本の種子市場を企業支配の下に差し出そうとするものに他ならない。持続可能な農業を実現するために日本の農業者が果たしている役割を無視し、かつ、農業者が安価で優良かつ安全な種子よって農産物を生産することを阻害し、消費者が安全な農産物を安定的に入手することを妨げるものだ。

種子法廃止は、世界人権宣言や社会権規約によって明確化された生存権の内容である消費者や農業者の食料に対する権利を侵害するものであって、憲法25条に違反するといわざるを得ない。

原告による意見陳述

野々山理恵子(生活協同組合パルシステム東京顧問)

私たちの生協は50年前、公害が大きな社会課題となってきた頃、子どもたちに安心で安全な食べ物を求めた母親たちが中心となって作られた。安心で安全な食べ物を求めることに対し、主要農作物種子法の廃止は大きな危機感を与えている。

安心で安全な食べ物、という時に、二つの意味があると考えている。安心して食べさせられる安全なもの、という意味、さらに広い根底の意味では、子どもたちが飢えることのない十分な食料の確保という意味である。自分たちだけが良いものを食べられればいいのではなく、全ての人が十分に安心して食べられる社会を、安心してくらせる共生の社会を、というのが私たちの生協の活動だ。

テレビコマーシャルなどで私たちが使ってきた「食べたものは体になっていくから」というフレーズは私たちの食に対する考え方の基本だ。食べたものによって体はつくられ、命も育まれる。食べ物というものは命にとって必要不可欠な物であり、なくては生きていけないもの、生存権の根底にあるものではないか、と考えている。

一番に守るべき命の素の食べ物を、一般的な工業製品などと同等に扱ってしまうことは、私たちにとって論外のことだ。種子法廃止によって、規制改革の名のもとに、国が守ってきた命の素の種子事業を、利益追求を目的とする多国籍企業へと譲り渡す道を開くことは、母親としても生協としても見過ごせない。

私たちは、第1回ジャパンSDGsアワード受賞でも評価されたが、この数十年、日本中の農業や畜産・漁業・林業生産地とつながり、生産者仲間と話し合いながら、「食と農による地域づくり」をテーマに、良質な食料の生産と供給に励んできた。また、安全な食料供給のため、国産を基本とした農作物や農産加工品を供給し、国内自給率をあげる運動を現在約150万人いる組合員と取り組んできている。「ごはんをもう一杯食べて自給率をあげよう」という運動や、廃棄となる食品を活用した「もったいないプロジェクト」なども行ってきた。命の素となる食べ物を育てる産業こそが、命のために一番重要な事業と考えているからだ。

そのような事業を行ってきた私たちにとって、TPP条約から派生した種子法廃止は、食料確保のための自給率の問題でも、食べ物の安全性の問題でも危機感を覚える。

十分な食料の確保には、国内自給率の向上が重要となっている。気候変動による異常気象が世界中で相次ぎ、今後大きな食料不足が起きると警告されている。また、今回の新型コロナウィルスの感染拡大により、食料の輸出禁止を打ち出す国も出てきている。

野菜の種の9割がすでに海外生産となっていることはご存知だろうか。コロナ禍で人の往来が難しくなっている現在、出張ができないために生育状況の確認ができず、優良な種子が不足しそうだと新聞で報道されている。種子法が廃止された今、主要農作物である米や麦の種にも同じことが起きる可能性がある。このことは、しばらく続くと言われるこの感染症によるパンデミックの状況に、さらなる危機を付け加えている。

TPP条約などの自由貿易協定では人と物とお金の移動の自由が求められてきたが、現在人と物の移動が制限される事態となり、以前とは世界の状況は著しく変わってきている。この先子どもたちを飢えさせないためには、変わりゆく世界の状況を見据え、食料自給率を高めていくことが本当に必要になってきていると考える。

食料の確保には作ってくれる人が必要だ。国が法で担保することにより道府県が安価にて供給していた種子が民間企業の種子にとって代わってしまったら、種の値段が上がり、農家の経営が成り立たなくなり、今でも減っている農業従事者がさらに減ってしまうのではと危惧している。

実際に、インドでは今世紀に入ってから公的種子事業の予算が削られ、種苗研究が民間に委ねられた結果、コットンの種が多国籍企業の遺伝子組換えコットンの種へと統一され、価格が上がり、多くの農民が生活苦から自殺に追い込まれたと言われている。作ってくれる生産者がいなければ、生協は売ることができないし、私たち消費者は食べることができなくなり、命の危機に陥ってしまう。

工場と同様な効率化重視の名のもとに、民間企業が単一品種の大規模栽培を広げていった場合、既に20世紀後半の東南アジアであったような、バッタの被害で飢饉が発生する、というような危機が再現されることも恐れている。

国連の持続可能な開発目標SDGsでも、生物多様性条約でも言われているように、生物の種の生き残りには多様性が大変重要だが、民間企業の効率化の方針と生物多様性とは相いれない。民間企業に種子生産を委ねてしまったら、利益を上げるための効率化としての単一栽培が進み、結果として食料生産に取り返しのつかないダメージを与えるのではないか。

食べ物の安全性の問題としても、種子法廃止の作り出す未来には大きな危機感を覚える。食の安全については遺伝子組換え作物の問題がある。遺伝子組換え作物には、生物への影響がまだよく分かっていないという問題と、それと同時にセットで使用される農薬の問題との、二重の問題が存在する。

ゲノム編集技術も同様だが、抗生物質を多用して作られることや、遺伝子配列全体にどのような相互的な影響があるか、将来環境への影響が分かっていないことなど不安だらけだ。

除草剤耐性遺伝子組換え作物では、セット販売される除草剤を大量に使用し、その農薬による健康被害が出ていることがインドや南米で報告されている。その主な農薬である除草剤グリホサートでは、世界各国で使用禁止や規制の方針が打ち出され、健康被害に対する訴訟が相次ぎ、アメリカでは企業側が何兆円もの和解金を支払ったことがニュースとなった。

TPP条約には第2章27条にこの遺伝子組換え作物の貿易協力を促進する、と明記されている。そのTPP条約に沿ってなされた今回の種子法廃止は、遺伝子組換え種子に道を開くものではないか。

狭義の食の安全にも、広い意味での食の安全保障にも大きな懸念を残す今回の種子法廃止は、子どもたちの未来にとって、命の危機をもたらしかねないものであり、生協事業者としても、一市民としても、大人の責任として見逃すことはできない。

安全な食料を十分に確保することを国民に担保する国の責任として、種子法廃止を見直し、私たちの生命と健康、その源である食に対する権利を認めていただきたい。

今後の進行

裁判長　時間内に収めていただきありがたい。被告からは答弁書と準備書面(1)で、原告の訴状の主張に対するスタンスが出ている。被告としては、この段階での主張は一段落ということか。

被告　はい。

裁判長　原告から、これに対する反論、補充的な主張をお願いしたい。今後の見通しは。

田井　次回期日までに、種子法廃止は品質や量の観点の問題ではないとする被告国からの主張についての反論を準備する。その他については次々回以降。

一点、要請がある。訴状第3章から第5章で食料への権利が憲法25条に該当するとの主張に対し、被告からは一般的、抽象的な不安感に過ぎないという以上の反論がない。被告の準備書面では、本件に関連性がなく認否を含めない、争う、ということだけが書いてある。反論いただければ、こちらも再反論しやすい。

裁判長　被告はいかがか。

被告　対応の必要性を認めていない。現段階では検討していない。

裁判長　原告の考え方は分かるが、ここで空回りするより、原告は主張したいことをしていただきたい。(被告が反論)しないということであれば、(被告は)リスクと引き換えになる。(被告が)主張しないことの問題点があれば、それも指摘いただきたい。それに2回ほど弁論の時間を充てたうえで、被告の対応を待ちたい。

被告の主張に対する原告側の反論は次回期日までにお願いする。その他の点の反論についても次々回までにされたいと。訴訟要件的なことも主張しているので、留意いただきたい。

今後も意見陳述や口頭弁論を希望される場合は、期日の1週間前までに時間と内容の要旨を出していただき、スライドを使用する場合はその原案の提出を。

原告の意見陳述要旨は理解に資するところがあったが、訴訟上の扱いとしては第3分類となる。証拠として認めてほしい場合は、書証として提出を。

コロナの関係で、傍聴席を十分に提供できていないのではと危惧している。今後の感染状況により、着席可能数が見えない。現状を踏まえれば、十分でないこともあり得る。特別傍聴は1週間前までに人数の連絡を。準備書面が50ページを超える場合は、要約書面を5ページ以内で添付を。

次回期日の候補日をいくつかお示ししたが、原告はいかがか。

酒田芳人弁護士(以下、酒田)　12月11日ならよい。

裁判長　被告もよろしいか。

被告　はい。

裁判長　次回は12月11日(金)午後2時からこの法廷で行う。コロナの関係で、傍聴者が多数入る法廷がかなり先まで埋まっている。次々回についても予約したい。来年3月22日(月)午後2時からでいかがか。

酒田　問題ない。

裁判長　次回、次々回期日のそれぞれの時間は、コロナの状況が続いている場合は、今回ぐらいで収めたい。それでは足りない意見陳述は必ずどこかで実施できるようにする。

次回分の提出期限は12月4日、次々回分は次回決める。以上で閉廷とする。

原告代理人弁護士の田井勝

弁護団共同代表の岩月浩二

原告の野々山理恵子さん

消費者　私たちには安全で安心な食への権利がある

野々山理恵子（ののやま・りえこ）

東京在住。生活協同組合パルシステム東京顧問（訴状提出時は理事長）。子どもの誕生を機に「安全、安心な食べ物を食べさせたい」との思いからパルシステム東京に加入。パルシステム東京では消費者と生産者を直接結び、消費者には納得できる品質と安全性の確保された食品を提供し、生産者には適正価格での買取りによる収益を保障することで、持続可能な社会を目指している。

ないがしろにされる種と食、そして生命——

これが原告の訴えだ！

今回提訴した「種子法廃止等に関する違憲訴訟」では、種子農家、一般農家、消費者という三者の立場から種子法による地位の確認を求め、種子法廃止による被害を訴えている。原告それぞれの思いを聞いた。

国民を見捨て、企業を守る「種子法廃止」

菊地富夫（以下、菊地）　わが家は昭和30年頃、種子法に基づいて親父の代から種子を作り始めました。それからずっと地域として、矜持を持って種子作りを続けてきたつもりです。しかし、今回の種子法廃止は、それが国から「要らない」と言われたのも同じでした。

私のいる山形県では県条例（※）ができたので、まだ大きな変化はありませんが、県の財政も厳しいなか、今後も種子に関する予算がとれるのだろうかという心配は強くあります。公的な支えが削られれば種子価格の高騰は避けられません。仕入れ価格が上がれば、生産を諦める農家も出て来るかもしれない。そうなれば、私たちの仕事もなくなります。

一体どんな根拠で種子法を廃止したのかを、原告として国から直接聞きたい。その答えは「この国が、国民の命をどういう風に思っているのか」ということにつながるはずです。

館野廣幸（以下、館野）　私は一般農家として原告になっています。栃木県で有機栽培の稲作をして30年ほど。有機栽培農家は、種子も有機のものを使うことが求められます。私の農場で米を作るときは、自家採種した種もみ（稲種）と、有機栽培用の種子の採種ほ場として栃木県から指定を受けた「NPO法人民間稲作研究所」が生産した種もみを使用しています。購入した種もみも使用するのは、自家採種のみで代々続けていると品質維持が困難になるからです。

種子法廃止で企業など民間事業者が種もみを供給することになれば価格が上がるでしょうし、自家採種だけでやろうとすれば、指定ほ場並みに厳重な管理が必要になります。どちらにしても非常に高いコストがかかる。

国は農家に人数を減らして大規模化するように求めていますが、種子法廃止もその流れの一つ。地域では農家をやめる人が増えています。環境を壊さない有機農業はこれから世界的にも重要になってくるのに、種子が手に入らなければ何もできません。法律は国民を守るためにあるものなのに、種子法廃止は国民を捨てて企業を守るようなものです。

野々山理恵子（以下、野々山）　私は今回、ずっと活動してきた生協の立場と消費者としての立場、それから母親としての立場で原告になっています。原告になった一番の理由は、命に対する不安から。パルシステムは母親たちが中心となって作られた生協で、子どもたちに安心して食べさせられる安全な食べ物を確保するだけでなく、将来的にも飢えることのない環境を作っていくことも重要だと考えています。

しかし、この種子法廃止には、今後子どもたちが十分な食料を得られないような状況を生み出す可能性があるのではないかと感じています。種子法廃止の背景にあるTPP協定の第2章24条には、締約国は食料危機を防ぐために食料の輸出を前日までの通告で禁止することができるとあり、非常に不安を覚えます。

さらに生協としては、これまで取引をしてきた農家が打撃を受ける可能性があり、それは安全な品質の食品を組合員に供給できなくなることにつながります。自由主義的な農業によって品種の単一化が進めば、農作物の多様性が失われて消費者の選択の機会を奪うことにもなります。

十分な食料の確保には、国内自給率の向上が大切です。何より作ってくれる人が必要ですよね。種子法廃止の影響で、農業従事者がさらに減るのではないかと危惧しています。実際にインドでは、公的種子の予算が削られた結果、多国籍企業の遺伝子組み換えコットンの種子が広がって価格が上がり、農薬で土地も疲弊して、多くの農民が自殺に追い込まれたと聞いています。

命をつなぐ育種と利益目的の育種は分けるべき

菊地　私の周りでも農家をやめる人が増えています。だから自然と農地が集まってくるんですよ。規模を拡大した農家がどうするかというと、手が回らないから土地を「ケミカル漬け」にしてしまう。農薬や除草剤を使わないとやっていけないからです。

農家だって積極的には農薬は使いたくありません。でも、規模が大きくなれば省力化に向かわざるを得ない。私は遺伝子組み換えには大反対ですけど、「楽になるならしょうがない」という人が増えていく可能性がある。この国は、わ

私らしいくらしのそばに
いわて生協
地域生協50th
30th
COOP いわて生活協同組合

私たちは、持続可能なくらしのために
「食の未来づくり」運動を進めます。
産地直結ひとすじ。だから、信じられる。
産直の東都生協
〒156－0055 東京都世田谷区船橋5－28－6
http://tohto-coop.or.jp/

種子農家　「命をつなぐ種子」を支えるのは国の責任

菊地富夫（きくち・とみお）

山形県西置賜郡白鷹町で種子農家を営む。水稲採種ほ場を約6ha所有。父親の代であった65年前に、山形県から採種ほ場として指定（指定種子生産ほ場）。ほ場の肥料のために牛約40頭を飼育し、牛の飼料米用の農地として約2haを所有。1976年頃に父親より受け継ぎ、現在は20代の息子と3代にわたって種子農家を続けている。

一般農家　農業本来の目的は、安定生産で国民を守ること

舘野廣幸（たての・ひろゆき）

栃木県下都賀郡野木町で「館野かえる農場」を営む。米、小麦、大豆などを、化学合成肥料や農薬、遺伝子組み換え技術などを使用しない有機農法にて耕作する。米は自家採種した種もみ（稲種）と、種子法に基づいて日本で初めて有機栽培用の種子の採種ほ場として栃木県から指定を受けた「NPO法人民間稲作研究所」が生産した種もみを使用している。

ざとそういう風にしようとしているのではないかという気さえするんです。

私のところは田んぼから出たわらやもみ殻を利用して、牛ふんを堆肥として田んぼに使う循環型農業をしています。でも、もし大規模型の民間事業者が参入してくれば、こうした生産体系も維持できなくなるかもしれません。

野々山　TPP協定には、遺伝子組み換え作物の貿易協力を促進するという内容もあります。種子法廃止がTPP協定から派生してきていることは、政府側の答弁書にも明記されていることです。TPP協定に沿ってなされた種子法廃止は、遺伝子組み換え種子の輸入に道を開くものではないでしょうか。そもそも企業の目的は、株主の利益です。そういう性質の企業に私たちの命に直結する種子を委ねるのは、すごく怖いことです。

菊地　今回のコロナ禍でも分かったように、やっぱり国の機関が果たす役割は大きいわけですよね。例えば民間病院があれば公立病院はいらないのかというと、そうではない。命をつなぐための育種と、利益のための育種は分けて考えたほうがよい。民間事業者が種子を作るのがいけないとは思っていませんが、国民の命を支える主要作物の種子が利益目的になってはダメだと思います。

野々山　野菜の種子の9割がすでに海外生産ですが、新型コロナの影響で人の往来が難しくなっている現在、出張して生育状況の確認をすることができないため優良な種子が不足しそうだという新聞報道がありました。種子法が廃止された今、同じことが主要農作物にまで起きかねません。「みんなが十分に安心して食べられる食料を確保する」ことに対して、将来的な不安を与える種子法廃止に対しては、断固として反対の立場です。これは私たちの「食料の権利」として、訴えていきたいです。

食の権利と地域を守るための農政を

館野　国は、農業をほかの産業と同じように考えていて、ケミカルでも遺伝子組み換えでも何でもいいから生産効率を上げようという方向に進んでいる。この考え自体が、農業を理解していません。農業の本来の目的は「国民の命を守ること」。そのためには、生産量を増やすことではなく、一定の生産量を安定的に確保することが重要です。

農業は自然の恵みで成り立っているものですから、無理に増やそうとすればひずみが生まれて環境が破壊され、逆に経済被害がでてしまう。国には、食料を安定的に生産して、いかに平等に分け与えられるかを、農政の基本にしてほしいです。

菊地　本当にそうです。すでに大規模農家や法人格を持つ農家にしか補助金が出ない仕組みになってきていて、小さい兼業農家が小さいままで生き延びる術がありません。しかし、農家が減るということは、地域の文化まで含めた資源がなくなるということです。私の地域（旧村）は100haくらいの広さで、昔は4軒に1軒は農家だったんです。でも、それが今は10軒足らず。

国は、100haなら農家一軒で足りると言います。一軒の農家になったら、おそらく外国から来た労働者が5人、10人働くような形になるでしょう。そういう「強い農家」をつくって、土地をケミカル漬けにすることに、一体どんな意味があるのでしょうか?

山は川を作り、川は海を育てるといいます。私のところでは山が荒れたために、水田に砂が入って来るようになりました。昔は山の手入れも農家の仕事だったのですが、そういうことも含めて村全体が壊れていっています。

農民をいかに増やすか、地域をどう守るのかという視点がないままに、農業の経済効率だけを考えて進んでいるこの国のありようは、とても危険です。今回の裁判で、この国の農業に対する考え方を明らかにしたいと考えています。

野々山　農家のみなさんと一緒に、生協や消費者も仲間として手を携えて闘っていきたいと思います。種子法廃止が進む先は、生態系を破壊する大規模農業です。地球の資源には限りがあるのに、それを全部使ってしまったら次の世代は生きていけない。国連など世界的な動きは家族農業や小農の権利を守る方向に向かっています。その流れに日本が遅れていることを今回の裁判でも明らかにしていきたいです。

※:種子法廃止を受けて、2018年10月16日に「山形県主要農産物種子条例」が施行。条例に基づき、山形県は指定種子生産ほ場を指定する。

Text: Mie Nakamura / Photo: Hirotomo Onodera

一般社団法人日本社会連帯機構
今、ここに、共に、生きる。
Japan Social Solidarity Organization 一般社団法人 日本社会連帯機構
〒171-0014 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋ＩＳＰタマビル７階
TEL 03-6907-8051 FAX 03-6907-8031 https://www.rentai.roukyou.gr.jp/

わたしたちは
地域とくらしを破壊する
TPPに断固反対です
〒105-0013 東京都港区浜松町 1-19-4 佐藤ビル 4F
http://www.nodanro.or.jp/

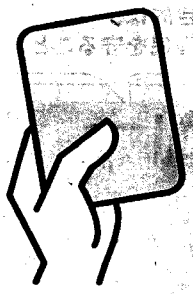

秋の国会で成立？ 種苗法が危ない！

種子法の廃止と並んで、「モンサント法」の総仕上げと目される種苗法の改正案。今年4月からの通常国会での審議は見送られたが、早ければ秋の臨時国会での成立が危ぶまれる。問題点はどこにあるのか。

農水省も認めている 海外流出防止の限界

政府は、種苗法改正の理由として「優良品種の海外流出を防ぐため」を挙げています。今のままの種苗法では、せっかく開発した品種が、合法的に海外に出てしまっているというのです。しかし、これはただの屁理屈にすぎません。

まず、国内法を強化しても、海外流出を防ぐことは原則できません。条約または協定で規定するか、海外で育種登録する以外には、非常に難しいのです。実際のところ、2017年には農水省自身が「種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することが困難である以上、海外において品種登録（育成者権の取得）を行うことが唯一の対策となっている。それにより、栽培や販売の差止め、種苗や生産物の回収・廃棄、損害賠償などといった対抗措置を取ることが可能となる」（※）と述べています。

例えば、2005年に山形県のさくらんぼ品種「紅秀峰」がオーストラリアに流出した事件では、穂木を持ち出したオーストラリア人を山形県が刑事告訴し、最終的に、品種登録期間の終了後3年間は日本に輸出しないことで和解しました。現行の種苗法でも十分に対応できることが分かります。

また、現行の種苗法では、種や苗を自家増殖（採種）して次期作に使うことができますが、それを種苗として販売することはできません。譲渡する場合も許諾が必要です。また、同法21条4項では、登録品種を最終消費以外の目的で海外に輸出することを禁じています。つまり、海外流出を防ぐための改正など必要ないのです。

問題は、種や苗の自家増殖（採種）は、改正法において一律に許諾性となることです。自家増殖（採種）するには、これまでに必要なかった手続きや許諾料の支払いなど、新たな負担を農家に背負わせることになります。政府は、「許諾料はわずかだから心配ない」と言っていますが、価格や許諾するかしないかを決定する権利は育成者にあるので当てになりません。

知らずに自家増殖すれば 厳罰に処せられる

さらに関連するのが、種子法とセットで改正された農業競争力強化支援法です。同法8条4項では、国の試験場や各都道府県が持つ種苗に関する知見を民間企業に提供することを求めています。これまでは、農家にできるだけいいものを作ってもらうために、県民の税金を使って安く提供してきた種の価格が、どんどん高くなっていく恐れがあります。もし、育成者権を有する企業が「自家増殖を許諾しない」とすれば、農家は新しい種を毎年買い続けなければなりません。もしそうなれば、米農家でも、毎年自家採種している農家はいますので、負担は間違いなく増えてしまいます。

農水省は「登録品種は全体の10%に過ぎないから心配することはない」とも言います。ところが、その農水省が2015年に行ったアンケート調査によると、農家の52%は登録品種を自家採種していて、野菜については74%の農家が自家採種しているという事実があります。その理由は、35%は「安定して種子を供給するため」、30%は「種子代を節約するため」です。つまり、農家に多大な負担を強いることを知りながら、農水省は「心配いらない」と言っているのです。農家は騙されているのではないでしょうか。

これまでは登録品種であっても自家増殖（採種）は合法でしたが、改正法では、違反すると10年以下の懲役または1000万円（法人では3億円）以下の罰金、かつ共謀罪の対象となります。ここで問題なのは、今の農家は自分の種が登録品種なのかどうかほとんど知らないということです。これまで、気にすることはありませんでしたから。例えば、黒千石という大豆は全国で作られていますが、登録品種だとはあまり知られていません。エゴマで3種類、シソも7種類が登録品種になっています。改正法が成立すると、そうとは知らずに自家増殖した場合に、いつ厳罰に処せられるか分かりません。

改正法案は、今年春の通常国会では、審議時間が足りなかったこともあり見送られました。市民による与野党を超えた働きかけや、全国の区市町村議会が慎重な審議を求める意見書を出したこともあり、政府の中でも慎重にならざるを得なかったのではないでしょうか。柴咲コウさんなど著名人の発言もあり、関心が高まりました。農水省も自民党も、秋の臨時国会で通すつもりですが、なんとしても世論を盛り上げ、廃止に追い込まなくてはなりません。

種子法の廃止と農業競争力強化支援法の改正、それに続く種苗法の改正は、セットで仕組まれたものとみるべきです。種子法廃止の背景にTPP協定があることは、この裁判において、国も裁判所も認めていることです。規制改革の名の下、種子ビジネスへの民間企業の参入をさらに進める狙いが透けて見えます。自家採種を禁じ、多国籍企業による支配への道を開くこの流れは、まさにインドや南米をはじめ世界で問題となっている「モンサント法」そのものなのです。

※：2017年11月11日「【農林水産省から】海外における品種登録の推進について」（独立行政法人農畜産振興機構ホームページ）

弁護団共同代表
山田正彦
（やまだ・まさひこ）

1942年長崎県五島生まれ。元農林水産大臣。弁護士。TPP阻止国民会議副代表世話人。TPP交渉差止・違憲訴訟の会幹事長、弁護団共同代表。著書に『タネはどうなる？！～種子法廃止と種苗法運用で～』（サイゾー）。

Photo: Hirotomo Onodera

全農林

全農林は、地域社会と農林水産業を守るため、TPPに反対します。

全農林労働組合　〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1

pal*system
パルシステムはTPPに反対します！

パルシステム生活協同組合連合会　http://www.pal-system.co.jp/

News
September 2020

映画『タネは誰のもの』が完成

10月下旬より自主上映募集開始予定!

長年、農業をライフワークにドキュメンタリーの制作を続けてきた私は、種苗法改定について賛否両論が渦巻いている中で、まず農家の人たちの声を伝えたいと考えました。作物を育てるということはどういうことなのか、そこに農家はどのような想いを込めているのか、そこから考えたいと思ったからです。

農家にとって農業は生活の糧を得るための経済行為である一方、作物という命を育てる中で、単なる経済を超えた精神性の高い営みで、そのことを除外して論じるだけでは、この問題の本質に迫ることができないと私は考えています。

今、種苗法改定について農家の間でも賛否が分かれています。今まで自家採種・自家増殖を続けてきた農家は改定によって大きな打撃を受け、最悪は経営破綻するとの危惧を抱いています。一方、育種家にとって、農家の自家採種・自家増殖が許されている今の種苗法では新品種の開発費の回収が難しいため、今回の改定には賛成です。こうした利害が対立する現実を知らずに問題を論じることはできません。その上で、今の種苗法でも育種家の権利を保障できる道があることを伝えました。

ネットなどで農水省の説明を読むと今回の改定がいかにも正しいと納得させられそうですが、そこには問題の本質が隠されています。それはモンサントなどの巨大アグリビジネスによるタネの支配が強まる危惧があることです。このことは農家もほとんど知らないことを今回の撮影で知りました。この最大の問題を理解してもらうことが今回の映画の使命です。

タネ（被子植物）が地球上に出現したのが約1億4000万年前といわれます。それは人間が作り出すことのできない命の源です。工業製品のように生命に特許を与え、特定の企業や人間が莫大な利益をえることは生命に対する冒涜だと私は考えます。科学技術の発達で人間の力で何でも支配できるという考えは間違っています。生命世界への謙虚さを失った現代人の驕りです。人間も地球上の多様な生命世界に生かされています。そのことを忘れてはならないとの想いも込めてこの作品を創りました。

原村政樹（はらむら・まさき）

1957年千葉県生まれ。短編映画・テレビ番組・長編映画を制作。主な作品として「海女のリャンさん」、「いのち耕す人々」、「里山っ子たち」、「天に栄える村」、「無音の叫び声」、「武蔵野　～　江戸の循環農業が息づく」、「お百姓さんになりたい」。

プロデューサー：山田正彦、語り：江原啓之、音楽：鈴木光男、監督・撮影・編集：原村政樹
65分/2020年
詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。
心土不二　https://www.shindofuji.jp

10月には「食の安全を守る人々（仮題）」も完成

グリホサート規制緩和、ネオニコチノイドによる健康被害、遺伝子組み換え・ゲノム編集食品の危険性を、日本だけでなくアメリカ、韓国の取材も行い、世界の動きを見据え、今、給食のオーガニック化など、子どもたちのために何ができるのか。単なる告発映画ではなく、登場人物たちの人間的な魅力を掘り下げ、観た人の心が温まるようなヒューマンドキュメンタリーに仕上がっています。

News
September 2020

種子法廃止から2年。21道県で種子条例が施行

2020年4月1日、種子法廃止から2年となりました。日本の農業政策は相変わらず世界の流れに逆行し続けていますが、一方、市民や生産者が声をあげ、自治体が意見書を国に提出し、廃止後の2年で種子法に代わる種子条例を制定する道県も増えてきました。まさに地方から、草の根で種子（たね）を守る動きが拡がっています。今年9月時点では21道県が種子条例施行となりました。千葉、徳島では市民の働きかけもあり今年度内に制定予定、福岡、沖縄などでも有志による制定を求める運動が進んでいます。

2020年9月現在、日本の種子（たね）を守る会より

JR総連は、国民の生活、文化、いのちを守るためにTPPに反対します。
全日本鉄道労働組合総連合会　執行委員長　山口 浩治
〒141-0031　東京都品川区西五反田 3-2-13 目黒さつきビル 3F　http　jr-souren.com

日本の食と暮らし・いのちを守るために、TPPに反対します。
サステイナブルなひと、
生活クラブ
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会　会長　加藤好一
〒160-0022　東京都新宿区新宿 6-24-20 KDX 新宿 6 丁目ビル

お知らせ

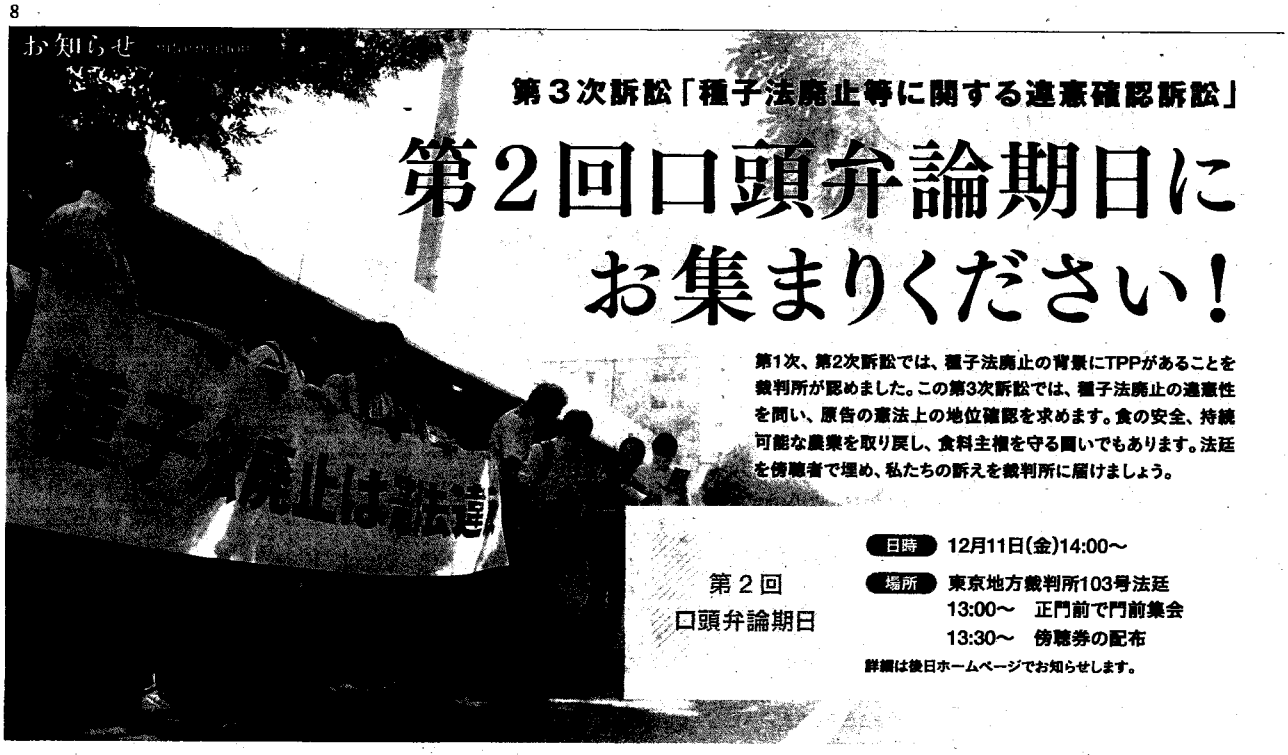

第３次訴訟「種子法廃止等に関する違憲確認訴訟」

第2回口頭弁論期日にお集まりください！

第1次、第2次訴訟では、種子法廃止の背景にTPPがあることを裁判所が認めました。この第3次訴訟では、種子法廃止の違憲性を問い、原告の憲法上の地位確認を求めます。食の安全、持続可能な農業を取り戻し、食料主権を守る闘いでもあります。法廷を傍聴者で埋め、私たちの訴えを裁判所に届けましょう。

第２回
口頭弁論期日

日時 12月11日(金)14:00～

場所 東京地方裁判所103号法廷
13:00～　正門前で門前集会
13:30～　傍聴券の配布

詳細は後日ホームページでお知らせします。

『消された種子法』まだの方はぜひ購読を！

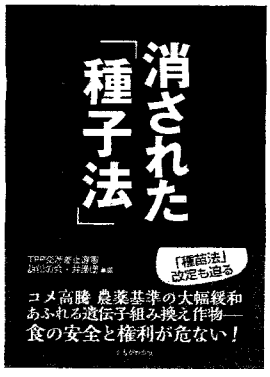

裁判所に提出した「種子法廃止等に関する違憲確認訴訟」の訴状を、分かりやすく市民に広め、裁判運動に活かす目的で作りました。種子法とは何か、なぜ廃止されたのか、その影響と被害は何かなど、マンガも入れて見やすく、分かりやすく、書きまとめてあります。原告の皆さんはもちろん、会員の皆さんも是非活用して、勝訴へ向けた闘いを進めていきましょう。

TPP交渉差止違憲訴訟の会・弁護団／編
山田正彦、岩月浩二、浅野正富、田井勝／著

A5判　112頁
定価：本体1,100円(税込)
かもがわ出版発行

ご注文は
かもがわ出版まで

TPP交渉差止・違憲訴訟の会 年次報告

会員の皆さまには、当会活動へのご理解とご協力に対し厚くお礼申し上げます。訴訟の会では、これまで年度はじめに総会を開き、活動の総括と新活動計画等を確認してきましたが、今年春以降のコロナ禍という厳しい環境のなか、今年度の総会を中止してきたことから、本紙面において現況を報告いたします。

さて、当会は2015年の発足以来、約4年間にわたりTPP協定に対する違憲訴訟を行い「生命権」「健康権」「生存権」などを主張しつつ最高裁まで上告したものの、「上告審として審理しない」として一方的に通知されました。しかし、この裁判闘争のなかで、「種子法廃止の背景事情の一つにTPP協定に関する動向があったことは否定できない」と判示させたことを受け、昨年5月に「種子法廃止等に関する違憲確認」訴訟を行い、去る8月21日、第1回口頭弁論期日を迎えました。

この一年間は、裁判闘争を推進するために、山田正彦弁護団共同代表・幹事長をはじめ各役員による講演会や断続的な弁護団会議を行うとともに、会員の拡大にも努めてきました。現在は、2000名弱の会員により当会の運営が支えられていますが、財政的には厳しい状況にあります。

今後の裁判闘争へのご支援はもとより、会費の納入や新たな会員の拡大にも引き続きご協力を切にお願い申し上げ、ご報告といたします。

年会費のお振り込みがまだの方はお願いします。

TPP交渉差止・訴訟の会の年度は4月～3月です。

年会費 一口 2,000円
振込先 ゆうちょ銀行 00110-6－419550
ゆうちょ銀行以外からの場合　当座　〇一九店　419550

まだまだ 原告募集中！

TPP訴訟 検索 http://tpphantai.com

TPP新聞
vol.13　2020年10月

制作・発行 TPP交渉差止・違憲訴訟の会
〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-3-10 ライオンズマンション平河町 216
TEL 03-5211-6880　FAX 03-5211-6886　MAIL info@tpphantai.com

編集協力
奥留邦樹
(株式会社パルシステム・リレーションズ)
デザイン
山田 文／株式会社 YUIDEA